

広報かめだ

3/15

No. 399

毎月1日・15日発行

発行 新潟県亀田町役場 ☎(381)-2111(0)

編集 企画課



やったね、卒業!

向陽高校の卒業式

三月一日、県立新潟向陽高校（中戸義賢校長、生徒数一、〇七三人）で卒業式が行われました。同校が創立したのは昭和四十九年。はやいもので十二回目の卒業式です。

——として保存しましょう——

全校生徒の約三分の一が亀中・西中の出身。旧石山中学の仮校舎を使い、一学年六クラスで開校した同校も、現在は九クラスにまで増えました。
当日は小雨の降る肌寒いなか、先生や在校生、保護者らに見守られて、三二六人が無事卒業。これからはそれぞれの選んだ道を歩む若人達に、どんな素晴らしい未来が待っているのだろうか。
卒業証書を手にした彼らは晴れ晴れとした顔で、三年間の思い出が刻まれた校舎をあとにしました。



↑なかには涙を流す子も



後輩から花束をもらう卒業生もいました→

- 二頁・町議会三月定例会
昭和六十三年度予算案四五億一、七六六万円
春は移動の多い季節
転入・転出届をお忘れなく
- 三頁・犬の登録と予防注射
サラリーマンの奥さん
国民年金の手続きはお済みですか
- 四頁・四月一日から下水道
事業受益者負担金
稲葉、諏訪区域に賦課
- 五頁・下水道供用開始
三月三十日からあらたに稲葉・諏訪地区など
- 六頁・春の火災予防運動
- 七頁・随想、俳句、短歌
- 八頁・暴走族追放三不一運動

おもな
内容

人口のうごき

世帯数 8,057(+6) 63,311現在

区分	人口	出生	死亡	転入	転出
総数	29,861(+13)	30	12	49	54
男	14,554(+11)	16	6	30	29
女	15,307(+2)	14	6	19	25

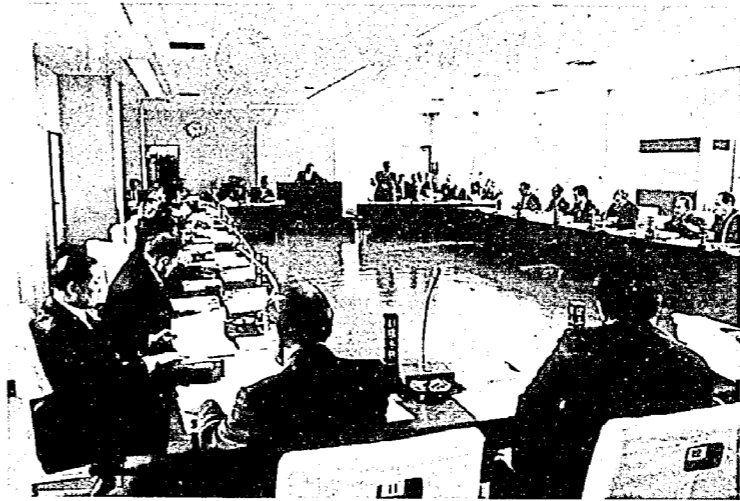
住民登録人口 ()は前月比

町議会三月定例会

昭和六十三年年度予算案

四五億一、七六六万円

町議会三月定例会は、三月九日から二十三日までの会期十五日間で開催されています。
今回の議会には、昭和六十三年年度の亀田町一般会計や水道事業会計、国民健康保険・老人保健・下水道の特別会計の予算案をはじめ、二十七議案が提案され、現在慎重に審議されています。
昭和六十三年年度の一般会計予算案は四五億一、七六六万七千円、前年度に比べ六、五二二万八千円の減となっています。



審議中の町議会

提案された おもな議案

- ・昭和六十三年年度亀田町一般会計予算
- ・昭和六十三年年度亀田町国民健康保険事業特別会計予算
- ・昭和六十三年年度亀田町老人保健特別会計予算
- ・昭和六十三年年度亀田町下水道事業特別会計予算
- ・昭和六十三年年度亀田町水道事業会計予算
- ・昭和六十三年年度亀田町町職員の休日、休暇に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町教育委員会教育長の給与並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
- ・昭和六十三年年度亀田町一般会計補正予算(第八号)
- ・昭和六十三年年度亀田町国民健康保険特別会計補正予算(第三号)
- ・昭和六十三年年度亀田町下水道事業特別会計補正予算(第三号)
- ・昭和六十三年年度亀田町水道事業特別会計補正予算(第三号)
- ・亀田町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町教育委員会の教育長の給与並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町職員の休日、休暇に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町教育委員会の教育長の給与並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町職員の休日、休暇に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町教育委員会の教育長の給与並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町職員の休日、休暇に関する条例の一部を改正する条例
- ・亀田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

町議会議員 三浦晴敏氏が 全国町村議会議長会から表彰



二月五日、全国町村議会議長会から、亀田町議会議長の三浦晴敏氏(写真)が、地方自治推進に尽力された功績により表彰された。三浦氏は昭和三十四年五月に町議会議員に初当選。

に関する条例の一部を改正する条例
・亀田町職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
・亀田町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
・亀田町税条例の一部を改正する条例
・亀田町都市計画税条例の一部を改正する条例
・亀田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
・亀田町奨学金貸付条例の一部を改正する条例
・亀田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
・亀田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
・亀田町固定資産評価審査委員の選任について
・土地の取得について

に関する条例の一部を改正する条例
・亀田町職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
・亀田町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
・亀田町税条例の一部を改正する条例
・亀田町都市計画税条例の一部を改正する条例
・亀田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
・亀田町奨学金貸付条例の一部を改正する条例
・亀田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
・亀田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
・亀田町固定資産評価審査委員の選任について
・土地の取得について

春は移動の多い季節 転入・転出届をお忘れなく



一年で一番住民の移動の多い時期は？もちろん、三月から四月の間です。進学や就職、あるいは転勤があったり、引っ越しをされるご家庭ではなにかとあわただしいことでしょう。昨年この時期に亀田町に転入した方は三七一人、転出した方は三四〇人でした。
新しく移る住居も決まり、運送屋さんにも手配した。あとは人間と荷物を運ぶだけ。ん？なにか忘れてはいませんか。「そうそう、電気とガスの連絡をしなければ」…違います。それだけでなく、役場に転出届を提出することも忘れないうでください。また新しい住居地には転入届を。

転入届は転入日の二週間前までに提出してください。転出届は転出日の二週間前までに提出してください。転入届は転入日の二週間前までに提出してください。転出届は転出日の二週間前までに提出してください。

転入届は転入日の二週間前までに提出してください。転出届は転出日の二週間前までに提出してください。転入届は転入日の二週間前までに提出してください。転出届は転出日の二週間前までに提出してください。

転入届は転入日の二週間前までに提出してください。転出届は転出日の二週間前までに提出してください。転入届は転入日の二週間前までに提出してください。転出届は転出日の二週間前までに提出してください。

犬の登録と 予防注射

忘れちゃダメだワン!



昭和二十五年に狂犬病予防法が制定されて以来、飼犬は登録と予防注射を受けることになりました。その成果もあり、最近の日本では狂犬病の発生は見られません。しかし、外国ではまだ狂犬病の被害が発生しており、インドでは昨年一年間で五万人が死亡したという報告もあります。以前まで年一回の接種だった狂犬病予防ワクチンは、改良により年一回の接種で済むようになりました。しかし、犬を飼っている方の中には、一度予防注射を受ければ一生受けなくていいと勘違いされている方もいます。人間と犬が仲よく暮らすためにも、登録と予防注射は毎年必ず受けてください。

昭和63年度 犬の登録と狂犬病予防注射日程表

月日	会場	時間
4/5 (火)	早通神明会館前	9:20 ~ 10:00
	町民会館前	10:30 ~ 11:50
	新栄信用組合本店裏	13:20 ~ 14:00
4/6 (水)	城山会館前	14:30 ~ 15:10
	五月町集会场前	9:20 ~ 10:00
	亀田町公民館前	10:30 ~ 11:50
	中島・大月会館前	13:10 ~ 13:40
	東区民会館前	14:10 ~ 15:10

よく暮らすためにも、登録と予防注射は毎年必ず受けてください。四月五、六日に町内八か所で、昭和六十三年年度の登録と集合注射を行います。以前に登録された方には案内のハガキを送ります。必要事項を記入の上、必ず犬をおさえられる方がつれてきてください。なお、会場での不用犬引き取りは行いません。飼犬が死んでいたり、行方不明の場合は、役場保健課までご連絡を。



散歩の時はフンのお掃除を!!

サラリーマンの奥さん

国民年金の手続きはお済みですか

新しい国民年金では、「サラリーマンの奥さん(第三号被保険者)」は自ら国民年金の保険料を納める必要がありませんが、「サラリーマンの奥さん(第三号被保険者)」として取り扱われるためには認定をうける必要があります。この届け出を忘れると、納めなくてもよい国民年金の保険料を納めることになり、「サラリーマンの奥さん(第三号被保険者)」としての記録が残らないので、将来年金を受けられなくなります。

もし、納め忘れの保険料があれば、すぐ納めましょう。来月から国民年金の保険料が変わります。これまで国民年金の保険料は月額七、四〇〇円でしたが、昭和六十三年四月から三〇〇円引き上げられ、月額七、七〇〇円になります。役場から送られてくる納付案内書などにより、毎月納め忘れがないようにしましょう。

事業主のみなさん

労働保険(労災・雇用)の 年度更新が始まります

昭和六十三年年度の労働保険料の申告・納付の受付が、四月一日から五月十五日まで行われます。お早めにご手続きをお願いします。また、労働保険年度更新の説明会・集合受付等を開催しますのでご利用ください。

労働保険(労災・雇用)の年度更新が始まります。昭和六十三年年度の労働保険料の申告・納付の受付が、四月一日から五月十五日まで行われます。お早めにご手続きをお願いします。また、労働保険年度更新の説明会・集合受付等を開催しますのでご利用ください。

4月1日から 下水道事業受益者負担金

稲葉・諏訪区域に賦課

町では、明るく住みよい町づくりを旨として、昭和五十二年より第一期事業として信越線西側の二四号について、下水道事業に着手し整備を進めてきましたが、昭和六十三年度中には、一四、二四号区域について、使用開始できるはこびとなります。さらに、昭和六十二年より第二期事業として信越線東側の九八号について整備するため事業に着手しております。

ここに、受益者負担金制度の概要をお知らせし、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

四月一日から
賦課する区域

稲葉一・二・三丁目
諏訪一・二・三丁目

受益者負担金制度とは

下水道の建設には、非常に多額の費用を必要とします。この費用は、国からの補助金、起債、町費でまかないます。下水道事業のように限られた区域内で特定の人だけが利用して、利益を受けるような場合は、建設費を全町から徴収された町税でまかなうことになり



下水道で快適なくらしを

ますと利益を受けない人も負担させることになり、税負担の公平を欠くこととなります。そこで、下水道の整備により他の地区に先んじて直接利益を受ける区域の皆さんから建設費の一部を「負担金」、国、町、受益者が一体となって下水道を一日も早く整備してゆこうという制度です。

負担金を納入していただく方

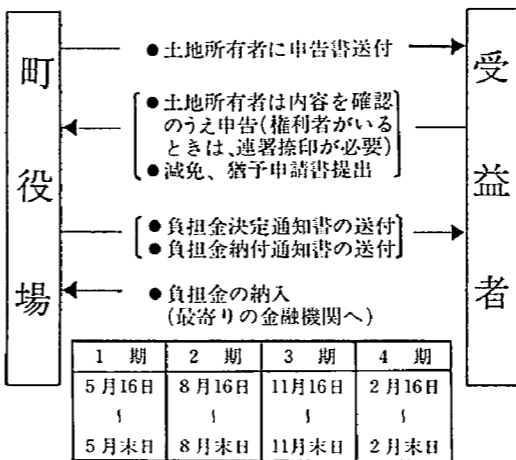
賦課対象区域内に土地を所有している方が受益者となります。ただし、その土地に地上権や質権または、使用貸借、賃貸借（一時使用を除く）による権利がある場合は、その権利者が受益者となります。これはあくまでも町の指導方針で、土地所有者と権利者の話し

合いで決定してください。なお、権利者の申告のない場合は土地所有者が受益者となります。

申告は 四月五日までに

三月二十九日付で賦課対象区域内の土地所有者に受益者申告書を送付します。この申告書には、六十二年一月一日現在の地積、地目や土地所有者が記入してあります。内容を確認し権利者のある場合は、権利者と連署捺印のうえ、必要事項を記入して申告してください。また、誤りやその後に変更があった場合は、その旨を申告してください。申告書の提出期限は四月五日です。申告書が提出されない場合は

〔申告から納付までの手続〕



合や申告の内容が事実と異なる場合は、申告によらず公簿あるいは調査により町長が認定します。

**単位負担金額は
一平方メートルあたり
三〇〇円**

負担金の総額は、建設事業費(補助対象事業費を除く)の五分の一とします。そして各受益者の単位負担金額は負担金の総額を第二期事業区域の面積九八号で除して求めます。この計算で得た額が一平方メートルあたりの負担金額となります。

単位負担金額は、三〇〇円/㎡(九九二円/坪)です。

負担金額は いくらか

単位負担金額が三〇〇円ですから、かりにあなたが二〇〇平方メートル(約六坪)の土地を所有しているとした場合

三〇〇円×二〇〇平方メートル＝六〇,〇〇〇円となります。

納付方法は

負担金額を五年に分割しさらに一年を四期(五月・八月・十一月・二月)に分けて二十回で納めていただきます。

負担金を一括して納めることもできます

各年度の負担金を二年度分以上まとめて納付されると一括納付となり、前納報奨金の他に、一括報奨金が加算して交付されます。特に五年分の負担金を初年度の第一期に一括納付されると納付額の約八割の報奨金が交付されます。

◎便利で有利なこの制度を二活用ください。

**減免・徴収猶予
があります**

公共の用に供している土地、公共性の高い私道路等については、二五号から一〇〇号の減免措置があります。農地等については、宅地化されるまでの間、徴収猶予(猶予期限は十年間)の措置がありますので、申告の際が事由発生の際に申し出てください。

説明会の お知らせ

受益者負担金について、皆さんのご理解とご協力をいただくため説明会を開催します。

▽十一月・十二月・五十四区
の該当者の方

○三月二十八日(月)午後七時から

第二保育園

▽十五・十六・十七区
の該当者の方

○三月二十九日(火)午後七時から 稲葉会館

※多数ご参集ください。

下水道供用開始

三月三十日から
あらたに稲葉・諏訪地区など

今回の供用開始 区域の場合

船戸山一・二・四丁目、本町三・四丁目、新明町一・二・三・四・五丁目、稲葉一・二・三丁目、諏訪一・二・三丁目の各二部地区は皆さんのご協力により工事が完了し、三月三十日から下水道が使用できるようになります。

三年以内で水洗 トイレに改造を

供用開始の公示がされると、各家庭内の台所や風呂場、水洗トイレなどの排水を流すため、公共汚水ますを流すための排水設備に接続するまでの排水設備

(私設下水道)を、すみやかに造るよう法律で義務づけられています。

また、くみ取り便所は、公示されたから三年以内に水洗トイレに改造するよう法律で義務づけられています。

自家用の 浄化槽は

ところで、すでに水洗化され、浄化槽を使用されて

いるご家庭も、すみやかに浄化槽を廃止し、直接公共下水道に接続していただくこととなります。この方が将来のことを考えると経済的にも有利です。

工事費はどの くらいかかる

宅地内の排水設備工事は個人負担となります。工事費は家屋の状態などによって異なりますが、標準的には二十五万円から三十万円くらいかかります。(大工左官などの費用は含まれません)

下水道使用料は

下水道の使用を開始しますと処理場や管きよなどの維持管理費として、汚水量に応じて下水道使用料をいただくこととなります。使用料金は、汚水量十立方メートル以上については超過料金をいただきます。

申し込みは 指定工事業者へ

排水設備や水洗トイレを造るときは、町長の指定する指定工事業者に依頼しなければなりません。指定工事業者以外では工事ができません。

汚水量は どう計る

下水道条例によって、水道使用量を汚水量とみなします。

※詳しいことは、役場下水道課にお問い合わせください。(内線65・68・73番)

融資制度が利用できます

町では、水洗トイレが早く行きわたるよう、排水設備および水洗トイレ改造工事に必要な資金の融資(大工、左官などの費用は除く)をあっせんします。

また、その利子の全部または一部を補給します。

▶融資あっせん条件

- ①処理区域内の建築物の所有者および土地の所有者の同意を得た方
- ②町税および下水道受益者負担金を滞納していない方
- ③貸付を受けた資金の返済能力を有する方
- ④連滞保証人1名を付すことができる方

▶融資額

工事1件につき30万円が限度です。

▶融資利率

町内の金融機関と協定した利率となります。

▶融資時期

工事が終了検査合格後となります。

▶償還方法

融資が決まった月の翌月から最高36か月の元金均等月賦償還です。

▶利子補給

- ①供用開始した日から1年以内に水洗化した方…利子の全額を補給
- ②供用開始した日から2年以内に水洗化した方…利子の半額を補給
- ③供用開始した日から3年以内に水洗化した方…利子の3分の1を補給

排水設備等指定工事業者

工事業者名	所在地	電話
小水工業(株)	元町三二五-四三	(三三)三二七一
(株)佐藤工業所	稲葉二一九-一	(三三)三五〇七
新和設備工業所	新明町三二五-一七	(三三)五〇一六
新設工業所	曙町一〇一-四七	(三三)四六三三
風間建設工業(株)	砂崩三〇七番地	(三三)四九六二
本田工業所	砂崩三三三-三三	(三三)六三二五
小野建築設備	新明町五三三-一〇	(三三)三六七二
招工事	早通一、三三三	(三三)六三五五
(株)スライコウ設備	曙町四一〇-一六四	(三三)六七三八

下水道料金表(1カ月分)

区分	基本水量	基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)	
			11立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから30立方メートルまで
一般汚水	10立方メートルまで	900円	11立方メートルから20立方メートルまで	100円
			21立方メートルから30立方メートルまで	110円
			31立方メートルから50立方メートルまで	120円
			51立方メートルから300立方メートルまで	130円
			301立方メートル以上	140円

説明会の ご案内

水洗化について、皆さんのご理解とご協力を願うため説明会を開催します。

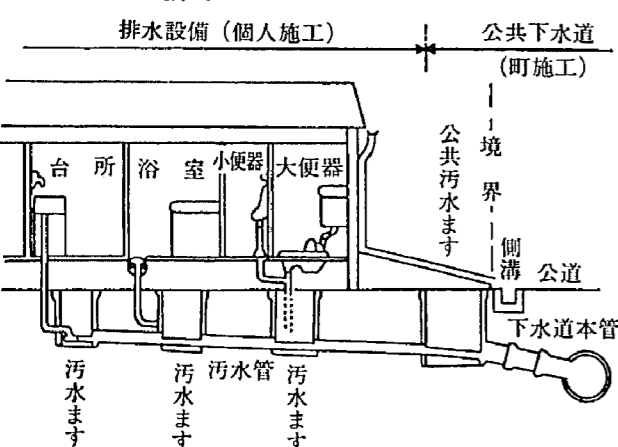
♡三月十六日(水)
対象：新明町・本町の方
場所：第一保育園
時間：午後七時から

♡三月十七日(木)
対象：稲葉・諏訪の方
場所：稲葉会館
時間：午後七時から

♡三月十八日(金)
対象：船戸山の方
場所：町民会館視聴覚室
時間：午後七時から

※対象のご家庭にはご案内を配布してあります。

排水設備のあらまし



春の火災予防運動 4月1日～14日

消えたかな？ 気になるあの火もう一度

家庭における 防火対策の推進

四月一日から十四日まで、県下いっせいに「春の火災予防運動」が行われます。春さきは、とくに空気が乾燥して火災が発生しやすい、また、強い風が吹くことが多く大火になりやすい状態が続きます。火の元には十分気をつけましょう。

▼防火知識の普及
日常火気を扱う機会が多い主婦などは、火災予防の知識、消火器など初期消火用具の使用法、通報連絡避難方法などの知識を身につけましょう。

▼家庭で起きやすい天ぷら油火災などの初期消火
家庭で起きやすい火災、例えば揚げ物の際、油鍋に火が入った場合や石油ストーブを転倒させた場合は、適切な初期消火により、被害の拡大を防止することができます。

▼消火器などの家庭用防火機器の普及
たばこなどの取扱いによる不注意の火災が発生しています。一方、火災が発生した場合、新建材の使用、化学製品の普及により有毒な煙による人命の危険が高くなっています。消火器、簡易型火災避難用保護具などの家庭用防火機器を設置し、火災の早期発見、早期避難あるいは初期消火に努めましょう。

火災避難用 保護具の普及

火災による死者の原因は、一酸化炭素などの有毒ガスによる中毒、酸欠による窒息死者が多い。旅館、ホテル、デパート病院などには、宿泊者、勤務者などの避難用装備として火災避難用具を設置しましょう。

防災物品の使用

寝具、床敷物、カーテンなどに着火すると、急速に延焼拡大していきます。火傷、一酸化炭素中毒、窒息による

サイレンを 鳴らします

火災予防運動期間中 毎夜九時にサイレンを鳴らします。(約三十分一回)
ガスの元栓など、火の元の総点検をしてからおやすみください。

消火器の訪問販売にご注意を

最近、消火器の家庭訪問販売が町内の各地におきています。業者は法の改正で一般家庭でも消火器の設置義務があること、高価で販売を強要いたします。こうした悪質業者には十分注意しましょう。

訪問販売は上手に利用すれば便利販売方法ですが、最近、訪問販売でのトラブルが増えています。特に、留守番のお年寄りをねらって強引に売りつけたり、老

福寿大学・婦人大学の 学生を募集します

公民館では、昭和六十三年度の福寿大学・婦人大学の学生を募集します。生涯教育の時代といわれる今、視野を広げ、有意義な余暇を過ごすには最適な場ではないでしょうか。希望者は次のようにお申し込みください。

◎福寿大学 学生募集
満六十歳以上の方は、どなたでも入学できますので希望者は各老人クラブ会長に申し込みください。

◎婦人大学 学生募集
家事に、子育てに、家庭をあずかるお母さん、忙しいでしようが婦人大学で学習してみませんか。希望者は四月十五日(金)まで公民館または社会教育課へ運営費(千円)を添えて申し込みください。

成人式のご案内

◎とき：三月二十日(春分の日) 正午受付開始
式典は午後一時から
◎ところ：町民会館大ホール

【新成人ご紹介】
(追加申し込み)
敬称略
区 世帯主 氏名
1区 護 小川 雅之

少年フットボールクラブ会員募集!

◎対象：小学校四年生以下
◎締め切り：三月三十一日(内まで)
◎連絡先：村山順子
(☎三八二一六三二)

俳句 粽句会

幾千のバゴタを染めて夏日落つ
早春の日射し明るき目覚めかな
階の上と下とに恋の猫
目を閉じて日向にじっと厚猫
眩しさの空の青さと風花と
カーテンに早春の色透けてをり
猫柳きら／＼川面きら／＼と
早春の川のほとりの庵訪ふ
早春や心に芽ぐむものもあり
早春の溢る、日ざし影濃ゆし
桃活けてつばみころ／＼こぼしけり
遅速ある二つの時計春浅し

高橋 向山
入沢 あき子
戸熊 一志
高橋 桐子
熊倉 静子
田中 美津枝
五十嵐 みつ子
田村 和子
村尾 ひな
山田 フミ子
堀内 麻子
佐藤 妙子

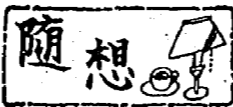
短歌

雪襲う前触れならむ一閃し
真夜を裂きたる雷の轟き
行き帰りホケ封じ観音念入
りに拝みて居るは我等中年

岩瀬 房枝
栗田ひとみ
関本 清美
関本 清美
天野クニ子

お陰様での私

新明町二 堀 トシ



自分の不注意で足を怪我して四週間のギブス。診断の結果、左足膝骨折、病院にベッドの空がなく家庭療養となった。若し異状があったら何時でも来院と、医師の指示でベッドの上の人となり、馴れぬ松葉杖にすがった。其の日から私の前途は真暗、身も心も滅茶苦茶になった。此の時健康の有難さが身にたまされた。私たちの年頃に成ると、足腰の悪い人が少なくは有りません。さいわい私は其の点元気で毎日歩き、時折皆様に台所に居る事なんてあるんか？と言われる事も有った。元気の時、ゆっくり寝て見たいなあ？と幾度思った。枕元には何不自

由なく準備してもらったけど、天井を眺めてはボンヤリ蛍光灯の笠の模様が見える。日頃分て横々に見える。まったく弱気に成り、いくらか楽しいものを見ても、聞いても淋しく悲しさが湧いて来る。曆の日付けを指折り数えて、もう何日、何日と長い長い気持。

そんな時、なじらねえ？と言つて来てくれる人の声。百万ドルの宝石を買ったよと嬉しかった。色々励ましてもらって楽しく過ごして、夕方には皆さんが帰ると巨大な足で眺めては恨めしく、日暮に成ると涙が出るのよ。知らず知らず泣けて来るのよ？と唄の文句。動けぬ自分に毎日の様に代わる代わる来て下さる有難さは、一生忘れ難い。

兄姉の居ない一人子で育つた私には、子供の頃は別に感じなかったが、年々歳を取るにつれて孤独さを身に感じて、持つべきものは友だちと思ひ乍ら色々の行

なにか楽かと思つたらとんでもない、歩けるどころか自分の足でない様な気がして良く歩けなく、情けなかつた。しかし医師の言葉を信じて気を持ち直して毎日家庭温泉で足の運動を始めたら日増に良く歩ける様になり、やっぱり医者だなあ？と思つた。自分は何時までも若い気持で居たが、叶わぬ身の悪戯の如くこんな大変に成るとは夢にも思わなかつた。若さが恋しく叶わぬ年に負けました。

私の家では毎年新年に年中行事として家族で神主さんから其の年のお払いをして戴いて居ます。今年もお払いが終わると、貴女は転ぶ恐れがあるから、今年は充分足元に気を付けなさい、事故に遭わない様に、と注意された。その時、何言つてんのさ、誰よりも俺は足が丈夫なんだと、半信半疑で居た。それを忘れて居た頃の出来事で、来たるべき時が来たかと、恥かしく感じた。御免なさいと、頭の下がる思いだった。病院に行く時は、不安で痛む足を医師が何と診断するかと思つた一寸先暗で、何にも目につかなかつたけれど、この度の病院の帰り、車の中では外の風景が美しく、親行バスにでも乗つたよな気分。こんなと同じ道でも変わるものと自分乍らど

作業停電のお知らせ

三月二十五日(金)
午後一時から四時まで
稲葉一丁目 一部
稲葉三丁目 一部

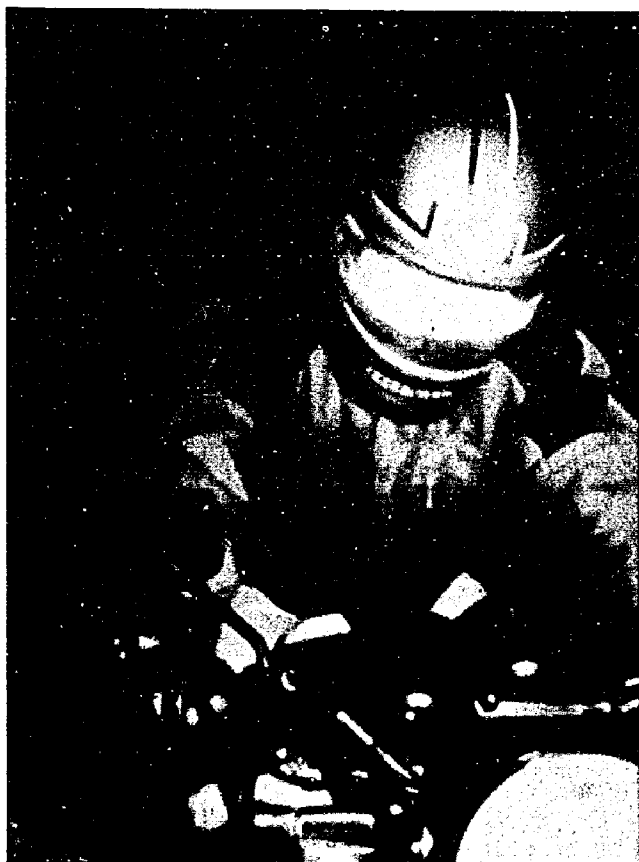
野ネズミ駆除を実施

三月二十六日から二十八日にかけて、亀田町全農用地を対象に野ネズミ駆除のため毒餌を仕掛けます。危険ですので農用地などに立ち入らないようお願いいたします。

なお、犬を散歩させる方は、十分気をつけてください。

暴走族追放三ない運動

暴走をしない、させない、見に行かない



この写真は本文とは関係ありません

雷が解けると姿を見せるのはつくしやカエルだけではありません。夏の蚊のように、深夜になるとうるさくブンブン。迷惑な暴走族も冬眠から覚めて、道路をわがもの顔で走りはじめます。

「カッコイイから」「気分がスカッとするから」と若者は言いますが、おかげで他の人々がイライラしたり、騒音で眠れなかつたり、ましてや事故に巻き込まれたとなると、これは悲惨です。また、暴走だけでなく他の非行にかかわることも多く、昨年県内で検挙された四十八人中三十二人に補導歴がありました。

「あなたは誰を一番信じますか」の問いに、彼らの七三割が恋人を含む友達と答えています。父や母と答えたのはわずか二三割、先生にいたっては〇でした。彼らには「若さ」をもてあましています。そして悲しいことに、若さを燃焼するには「暴走」、あるいは「非行」しか見えない環境を整えることも必要です。悪いのは暴走族だけでしょうか。子どもを無視した家庭環境や、デキの悪い生徒を切り捨てる教師、そして暴走や非行をけしこける大人たちに問題は無いでしょうか。自分の都合を押し付ける大人に反感を持っているのは、彼らばかりではありません。

献血車
ゆうあい号が
きます
▽とき：三月三十日(水)
午前十時～正午
午後一時～
三時三十分
▽ところ：コメリ亀田店前

国民健康保険は、あなたや家族のみなさんが病気やケガをしたとき安心して治療が受けられるよう、ふだ

だせないでいます。そんな彼らを理解する努力をし、正しい方向へ導く「親」や「先生」などの大人を、子どもと大人のはざまに立つ彼らは求めているのではないのでしょうか。

**国民健康保険に
加入のみなさんへ**
あなたの医療費をお知らせします

国民健康保険は、あなたや家族のみなさんが病気やケガをしたとき安心して治療が受けられるよう、ふだ

んからみんなでお金を出し合って助け合う「相互扶助」の制度です。

みなさんがお医者さんで治療を受けると、かかった医療費の三割（退職者医療制度の対象者で、本人は二割、被扶養者は外来三割）

防く運動を行っています。しかし、厳しい取り締まりだけでは効果はあがりません。家庭においても、子どもたちの健全な育成に努めるよう、ご協力をお願いします。

新潟県暴走族対策連絡協議会では、県警や学校などの協力を得て、夏に向けて活発化する暴走族の活動を

休日当番医院
(午前9時から午後5時まで)

3月20日…押木医院(本町4) ☎381-2052
21日…堀 医院(船戸山4) ☎382-3031
27日…高橋耳鼻科(元町3) ☎381-5840
4月3日…阿部医院(新明町5) ☎381-2045

亀田第一病院(西町2) ☎382-3111
当直医在院、緊急を要する場合診察に応じます。

検察審査会

ごぞんじですか

交通事故や詐欺、暴力などの犯罪の被害にあつて、警察や検察庁に告訴したが、検察官がその事件を裁判にかけてくれない(これを「不起訴処分」といいます)のは納得できない。

このような不満のある方

のために検察審査会制度があります。

検察審査会は、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた十一人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が事件を不起訴処分にしたことのおしあ

しを審査する国の機関です。検察官の不起訴処分に不満のある方や、検察審査会についてもっと詳しくお知りになりたい方は、お気軽に検察審査会事務局に御相談ください。

相談や申立てについての費用は一切無料で、秘密は固く守られます。

お問い合わせは、新潟検察審査会事務局 ☎(二三二) 四一三一まで。